

実施方針に関する質問回答

No.	頁	項目名	質問事項	回答
1	3	サービス対価に関する事項	「本事業に係るサービス対価の支払等に関する事項」との記載がありますが、このサービス対価の支払い条件についてお示しください	従来の委託業務と同様に成果品等の確認をもってサービス対価を支払うことを想定しています。詳細については、募集要項等に示します。
2	3	サービス対価の改定	物価変動に伴うサービス対価の改定については、各年度において労務単価や材料等の単価の改定も含む、サービス対価の改定と認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。詳細については、募集要項等に示します。
3	4	プロフィットシェア	民間が導入した新技術により生じたプロフィットについては、当該技術の活用によって捻出されたプロフィットであり、導入に要したコストを考慮した分配比率の設定をお願いします。	詳細については、募集要項等に示します。
4	4	概算事業費	統括管理業務を10年で6,700万事業費として積んでいただいておりますが、年間670万、月間55,8万になる計算になっております。要求水準書に記載されている事項をすべて履行するには事業費が不十分かと思われます。事業を進めていく上で必要な金額に対して変更等はしていただけるのでしょうか？すでに議会を通しているため変更は不可でしょうか？ご教示ください。	統括管理業務の事業費については、ご質問の趣旨を踏まえ募集要項等に示します。契約後、事業を進めていく上で必要な金額に対しての変更等の可否については、募集要項等に示します。
5	4	概算事業費	伊丹市で想定（予算確保）されている統括管理業務での配置技術者の職種（国土交通省で毎年公表している設計業務委託等技術者での主任技術者等）と人員及び人工内訳をご教示ください。	現時点で想定している内訳は、設計業務委託等技術者単価の主任技師35人/年、技師C110人/年を見込んでいます。
6	8	審査方法	公募型プロポーザルに係る審査に関しては、どのような委員で構成されるのでしょうか。委員については公表されるのでしょうか。	審査委員は、外部委員及び市職員で構成する予定です。委員については、非公表となります。
7	9	改築工事への参加について	管路施設改築設計業務に係る改築工事について入札参加できないとの記載がありますが、10年間の業務で改築設計されるすべての工事を対象と考えてよろしいですか	お見込みのとおりです。
8	10	事業の実施状況モニタリング	事業者の財務状況の把握が記載されていますが、JVであれば構成企業全体の財務状況の把握との認識でしょうか、また、自治体が求める財務状況の基準等ありますでしょうか	JVの場合は、構成企業それぞれに対して決算報告書等の提出を求めることを想定しています。財務状況の基準等は、特にありません。
9	10	事業の実施状況のモニタリング	要求水準(案)に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため～と記載されていますが、財務状況の確認はSPCを組成した場合でしょうか？JVの場合も同様でしょうか？ご教示ください。	SPCの場合は、SPCの決算報告書等の提出を想定しています。JVの場合は、構成企業それぞれに対して決算報告書等の提出を求めることを想定しています。
10	10	事業期間中の損害賠償保険等	事業者の損害賠償保険及びその他の保険について、JV全体での保険加入か各企業による保険加入なのか指定はございますか	局で指定はしていません。事業者の提案によるものと考えます。
11	13	数量	毎年1式となっている業務については、積算することが困難です。実施方針 4頁の概算事業費を算出した際の具体的な数量を提示して頂くことは可能でしょうか。	詳細については、募集要項等に示します。
12	14	予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合に事業者への費用負担が協議となっているが、議会は自治体側の責であり、事業者への費用負担のリスクではないと考えている	お見込みのとおり予算等の議決が得られない場合は、局の帰責事由となりますが、事業者に対し、業務量の調整等の協議・対応を求める場合があるため、両者に「○」を記載しています。ただし、予算等の議決が得られない場合は、次年度以降のサービス対価で調整することを想定しています。
13	14	リスク分担表 経済リスク	予算等の議決が得られない場合、局と事業者で費用負担を協議すると記載されていますが、予算等に係る議会リスクは局で負っていただく内容かと思えます。事業者側でも負担しなければならない理由をご教示ください。	No. 12の回答をご参照ください。
14	14	施設瑕疵リスク	契約日以前に起因する施設の瑕疵は自治体のリスクとして記載されていますが、契約日以降について業務を開始し点検・調査が実際に行われるまでの間も事業者のリスクとなる事をお示しているとの解釈でしょうか	施設の瑕疵リスクについて、事業者が点検・調査を実施していない施設は、局が当該リスクを負担するものと考えます。また、事業者が調査等を実施した施設は、調査時に見落としがあった等の事業者には明らかな責がない限り、局が当該リスクを負担するものと考えます。
15	14	施設の瑕疵リスク	契約日以前に起因する施設の瑕疵か否かを判断する基準を教示して頂けますか。	No. 14の回答をご参照ください。
16	14	リスク分担表 第三者賠償リスク	契約日以前に起因する瑕疵と事業者の責による損害を与えた場合は記載されていますが、契約後事業者が業務に着手する前に起こった瑕疵のリスク分担はどのように考えられているのかご教示ください。	No. 14の回答をご参照ください。
17	14	不可抗力リスク	「発注段階で想定できない豪雨」について、具体的にどれくらいの降雨以上を想定されていますか。	計画降雨量（46.8mm/h）を超える降雨を想定します。

実施方針に関する質問回答

No.	頁	項目名	質問事項	回答
18	14	業務遂行の不備によるリスク	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達との記載で、事業者側のリスク分担となっているが、業務開始時点で全体のリスクを事業者が負う事になる、年間の計画数量から未調査や未補修・改築箇所を受ける事から、自治体側もリスクを負うのではないのでしょうか	事業者の責による業務の不備や要求水準の未達は、事業者負担となります。
19	15	業務中の事故リスク	事業者の責が明白でない場合においても事業者にリスク負担がある事になっていますが、明白である場合にのみ事業者のリスクではないのでしょうか	ご質問の趣旨を踏まえ募集要項等に示します。
20	15	リスク分担 維持管理に係るリスク	業務中の事故リスクで事業者の責によるものか明白ではなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合と記載されていますが、事業者の責でなければ局で負担していただけないのでしょうか？	No. 19の回答をご参照ください。